

## 広島県公安委員会告示第87号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により，広島県交通安全活動推進センターである財団法人広島県交通安全協会から次のとおり住所及び事務所の所在地の変更について届出があったので，同条第2項の規定により公示する。

平成19年10月18日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

### 1 変更の内容

#### (1) 住所

新住所 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

旧住所 広島市中区八丁堀4番24号

#### (2) 事務所の所在地

新所在地 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

旧所在地 広島市中区八丁堀4番24号

### 2 変更年月日

平成19年9月25日